

## 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」(骨子)に対する市民意見募集の結果について

## 1 市民意見の応募数等

## (1) 募集期間

平成25年1月24日(木)～平成25年2月13日(水) 【21日間】

## (2) 応募方法

郵送, FAX, 電子メール, 持参, 募集箱(\*)への提出 (\*ゼスト御池に設置)

## (3) 応募数及び意見総数

ア 応募数 72件 (個人70件, 団体2件)

イ 意見数 268件

## 2 市民意見と本市の考え方(まとめ)

寄せられた市民意見(意見数268件)を集計し, その意見に対する本市の考え方や計画への反映状況を下表のとおり取りまとめた。

寄せられた市民意見については, 原子力部会(3月8日)で審議のうえ, 計画策定の参考とし, 本市の考え方とともに, ホームページで公表する。

市民意見		本市の考え方
<b>【第1章 総則】</b>		
計画の基礎とするべき災害の想定		計画 p 5, p 26, p 38
災害想定	複合災害の想定具体的な内容を充実させてほしい。	複合災害に備えた体制の整備を図ってまいります。
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 << PPA (プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置地域) 関係 >>		計画 p 4
PPA	PPAは国の指針待ちであるが, 放射性プルームへの備えは市内全域で取り組むこと。 UPZ地域以外においても, 備えが必要。 放射性物質は30km以上の広範囲に及ぶ。 屋内退避, 避難収容等の防護活動は市全域が必要。	プルーム(放射性物質を含む空気の一団)のUPZ圏外への拡散については, 現在, 原子力規制委員会において検討されているところです。 今後, 検討結果が示され次第, 本市の計画に反映させてまいります。
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 << UPZ 関係 >>		計画 p 6
UPZ	国の目安では30kmと言っているが, 風向き等により想定外の飛散も考えられる。 緊急防護区域(UPZ)が大飯原発から南へ32.5kmというのは狭すぎる。 風向きによってかなりの放射性物質の広がりが予想される。60kmまでUPZにすべき	指針ではUPZの目安「原発から概ね30km」と定められましたが, 本市では, 市民の皆様の安全を最優先と考え, 国の放射性物質の拡散予測の結果を参考とし, 京都市防災会議専門委員の意見を踏まえたうえで, 大飯原発から32.5kmにかかる地域を本市のUPZと決めました。 しかし, プルーム(放射性物質を含む空気の一団)のUPZ圏外への拡散については, 原子力規制委員会において検討されているところであり, 検討結果が示され次第, 本市の計画に反映させてまいります。
	京北上弓削町上川行政区に住んでいる。 UPZ地域としてあらかじめ予防体制を整備してもらうことは地域の安心・安全につながることで理解しているが, 指定されることによりその地域があたかも危険な地域であるようなイメージを植え付け, 過疎化と少子高齢化が進むことを心配する。 地域の表現方法として「京北上弓削町上川行政区」ではなく「京北上弓削町の一部」と	本市の計画ではUPZ地域を明確に定めておく必要から「右京区京北上弓削町上川行政区」と記載しておりますが, 今後, 計画を周知するためのパンフレットへの表記や表現などについては, 配慮してまいります。

	し、居住区域を含まないところであることなど記載内容等に十分な配慮を望む。	
<b>防護措置基準（OIL等）</b>		<b>計画 p 7, p 76, p 90</b>
防護措置基準	<p>市内全域でも屋内退避，ヨウ素剤服用など防護措置を実現すること。</p> <p>国の指針ではEAL「施設敷地緊急事態」に至ってはじめてUPZ内の屋内退避が準備されることになっており，対応が遅すぎる。</p> <p>指針で示された避難の基準OIL1 = 500 <math>\mu</math>Sv/h，OIL2 = 20 <math>\mu</math>Sv/hはあまりに高い値である。妊婦・幼児・子どもを守る避難基準を示すよう，国に求めること。</p> <p>指針で示されたOIL1（500 <math>\mu</math>Sv/h），OIL2（20 <math>\mu</math>Sv/h）を取り入れた計画とすべき。</p> <p>市内全域で屋内退避，避難収容，ヨウ素剤服用など防護活動を実施すること。</p>	<p>指針で示されたEAL及びOILという新たな防護措置基準は，IAEA等の国際基準を参考とし，福島原発事故の際に実施された防護措置及び教訓を踏まえ，最新の科学的知見に基づき設定されたものです。</p> <p>本市では，京都市防災会議専門委員の意見を踏まえたうえで，指針に準拠し，防護措置基準を計画に盛り込んでまいります。</p> <p>また，地域の状況（避難路等）や避難に時間を要する妊婦や乳幼児等の災害時要援護者については十分に配慮してまいります。</p> <p>なお，今後，指針の検討結果や新たな知見等が示され次第，本市の計画に反映してまいります。</p>
<b>【第2章 原子力災害事前対策】</b>		
<b>緊急事態応急体制の整備 《モニタリング関係》</b>		<b>計画 p 25, p 53</b>
モニタリング	<p>緊急時のモニタリングについては，複合災害の場合にその機材（モニタリングポスト）の健全性についても想定しておくこと。</p> <p>モニタリングポストは，東北ではほぼ全滅だった。ポストの倒壊だけでなく，電源喪失，送信設備の破壊，受信設備の破壊などである。</p> <p>放射能に関する独自の観測点の充実。</p> <p>飲食物中の放射性物質の濃度をモニタリングするとあるが，どの程度の検査を想定しているのか。</p> <p>大飯原発から30km圏内に位置する広河原地域内に放射性物質の測定器が設置されない。UPZ圏内の正確な線量が測定できるのか。</p>	<p>現在，京都市内には3箇所のモニタリングポスト（固定式の測定器）のほか，5台の可搬式の測定器により，平常時より空間線量率を測定しております。</p> <p>電源喪失の場合にあっては可搬式測定器を活用し，機動的なモニタリングを実施することとしています。</p> <p>また，緊急時おきましては，国が検討を進めているところですが，国及び京都府の緊急時モニタリングに職員を派遣し協力するとともに，本市独自でも住民や周辺環境への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施してまいります。</p> <p>本市では，すでに「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」（細部計画である「環境放射線モニタリング計画」）により定めており，平常時にゲルマニウム半導体検出器による放射性核種（ヨウ素131，セシウム134，セシウム137）の測定を，農産物及び水道原水等について定期的実施しております。</p> <p>緊急時モニタリングについては，国が検討を進めているところですが，国及び京都府の緊急時モニタリングに協力するとともに，本市独自の緊急時モニタリングについても検討してまいります。</p> <p>今後，策定する計画においても環境放射線モニタリング計画を策定し，飲食物の安全を確保してまいります。</p> <p>現在，京都市内には3箇所のモニタリングポスト（固定式の測定器）のほか，5台の可搬式の測定器により，平常時より空間線量率を測定しております。</p> <p>この8台は，市北部に3台（左京区久多，同区花背，右京区京北），市東部に1台（山科区），市西部に1台（西京区），市南部に1台（伏見区），市中部に2台（上京区，中京区）と，市内各箇所に設置しています。</p> <p>さらに京都府北部（舞鶴市や南丹市等）においても固定式測定器が設置されており，その結果についても確認しております。</p> <p>このように，現在の8箇所での測定により，市内全域における平常時の状況把握に努めておりますが，今後の測定場所等については専門家の意見も踏まえ，検討してまいります。</p>

緊急事態応急体制の整備 <<安定ヨウ素剤関係>>		計画 p 37, p 82 (予防服用措置)
安定ヨウ素剤	安定ヨウ素剤の服用は緊急性を要する。行政側の判断ではなく、住民が希望すれば受け取れるようにすること。 ヨウ素剤が迅速に使われるシステムは出来ているか。 安定ヨウ素剤を京都市も確保する必要がある。副作用の発生も勘案しておくこと。	安定ヨウ素剤につきましては、指針を踏まえ、国の指示又は市独自の判断により、その服用が必要となった場合に、直ちに服用対象の住民が服用できるよう備蓄を行ってまいります。 しかし、安定ヨウ素剤の配布や服用方法等については、原子力規制委員会において検討されており、今後、検討結果が示され次第、本市の計画に反映させてまいります。
住民への原子力防災に関する知識の普及・啓発		計画 p 40
住民周知	市民意見募集と平行して、説明会と公聴会などを開催してほしい。 原子力は難しいので、わかりやすく説明してほしい。 計画を冊子等で広く市民に周知すること。 緊急時の避難場所、経路などあらかじめ市民に広く周知しておくこと。 事前対策の全市民への周知方法が骨子に表記されていない。 被爆を避けられるよう知識の普及啓発をすること	UPZ地域の住民に対しては、万一の事故が発生した場合、避難等の防護措置が迅速に講じられるよう、緊急時の情報伝達体制を整備しておくことが重要です。そのためUPZ地域については、計画をはじめ原子力防災等に関する説明会を実施しております。 今後、UPZ内外に関わらず、平素より講習会等の実施や分かりやすいパンフレットの配布により、市民の皆様に対して、原子力防災等に関する知識の普及・啓発に努めてまいります。
防災業務関係者の人材育成		計画 p 41
人材育成	事故直後の気象情報など避難に対する基礎的情報の把握と分析力を有する人材の確保が必要	職員に対して、国等が実施する原子力防災研修等を積極的に活用することにより人材育成に努めてまいります。また、万一事故等が発生した場合には、必要に応じて国等に対し専門家の派遣を要請してまいります。
防災訓練の実施		計画 p 42
訓練	市内全域で、原発災害を念頭に置いた防災訓練を行うこと 訓練は60kmまでの市民の参加が必要	防災訓練は全市、全住民が積極的に参加し、避難場所や避難方法等を確認いただき、防災意識を高めていただくことが重要です。 訓練といたしましては要素別の訓練や国、京都府、原子力事業者が共同で行う総合防災訓練などを定期的実施してまいります。 特にUPZ地域にあつては、訓練により、予め整備をしている情報伝達体制や避難マニュアルなどの実効性を検証してまいります。
【第3章 緊急事態応急対策】		
住民等に対する事故発生及び避難指示等 <<情報伝達関係>>		計画 p 76, p 88, p 38 (情報伝達体制の整備)
情報伝達	電力事業者はUPZ約30km圏内の自治体に対しては、必要な情報開示等をほとんど行っていない。電力事業者から災害時対応に必要な情報の提供を求め、それを住民に公開していくこと。 事故発生後、住民を迅速に避難させるためには、京都府、京都市が独自に情報を収集、分析、伝達する必要がある。 情報収集、連絡体制についても同様、携帯電話・インターネットが利用できない地域を解消する必要がある(広河原地区) 「②住民等に対する事故発生及び避難指示等の迅速な情報伝達」は、UPZ圏のみならず京都市全域で必要。 地域外(京都市外も含む)の人が災害時またま入っていた際の対策はどうするのか。	今後は、UPZ地域を含む関係周辺市という立場から、関西電力(株)に対し、迅速な情報提供と本市の原子力防災対策への積極的な協力を求めてまいります。 また平素より国、京都府、原子力事業者及びその他防災関係機関との情報伝達体制を整備するとともに、万一事故が発生した場合には、現地の対策拠点施設(オフサイトセンター)に職員を派遣するなど、原子力事業者及び国、京都府等からの積極的な情報収集活動に努めるとともに、住民等の皆様に迅速かつ的確な情報提供を行ってまいります。 UPZ地域における多様な情報伝達手段を調査・検討し、携帯電話の不感地域の退避所に衛星携帯電話を設置する等、情報伝達体制の整備に努めてまいります。 UPZ地域の住民に対しては、万一の事故が発生した場合、避難等の防護措置が迅速に講じられるよう緊急時の情報伝達体制を整備しておくことが重要であり、多様な情報伝達体制の整備に努めてまいります。 また、UPZ地域外の住民等に対しても、あらゆる情報伝達手段を活用し、情報提供できるよう、努めてまいります。

屋内退避・避難収容等の防護活動 <<避難経路関係>>		計画 p 7 3
避難経路	左京区広河原，久多地区（UPZ）は避難路が一本しかない。そのため，地震等複合災害の場合，土砂崩，橋梁破壊等で孤立する可能性が高い。	左京区久多及び広河原地域につきましては，当該地域の国道，一般道路及び林道について確認しておりますが，当該地域は山間部のため，複数の避難路が充足しているとは言えない状況です。 原子力災害のみならずその他自然災害においても，当該地域が抱える課題であると言えます。 今後，複合災害による孤立化を防止するため，避難路の再確認やヘリコプターでの救出，自衛隊等の要請などについて検討してまいります。
	冬期の積雪で車輛通行不能の場合は避難移動をどのように対応・確保するのか。	UPZ地域は市北部の山間部であり，冬期の積雪による対応も考慮しておく必要があります。迂回路，ヘリコプターでの救出，自衛隊等の要請などについて今後検討してまいります。
屋内退避・避難収容等の防護活動 <<避難所関係>>		計画 p 7 9， p 3 2（避難所等の整備）
避難収容場所	避難収容できる鉄筋コンクリート造りの建物がない。	屋内退避の情報が伝達された場合は，コンクリート造りか否かに関わらず家屋内に退避していただくこととしており，避難勧告等の連絡があった場合には，まず避難時集合場所に集まっていたいたうえで，地域でまとまって本市が指定する避難所に避難していただくこととなります。 その際，できる限り不要な被ばくを防ぐことを目的として，コンクリート建物を避難時集合場所とできるよう，整備等について検討してまいります。
屋内退避・避難収容等の防護活動 <<要援護者関係>>		計画 p 8 0， p 3 2（要援護者の避難・移送体制の整備）
要援護者	災害時要援護者の避難体制の整備が必要。 小さな子どもへの対策をしっかりとってほしい。	専門家の意見を踏まえたうえで，妊婦や乳幼児等の災害時要援護者に対する避難等の防護措置については十分に配慮してまいります。
広域一時滞在		計画 p 8 1， p 3 2（広域一時滞在手順作成）
広域一時滞在	原発付近の住民の一部は京都市へ避難することも予想される。応急対策はこのことも想定しておく必要がある UPZ内の避難者が一斉に動き出した場合の避難経路は，確保できているのか。何万人もの人々が同時に動き出した場合，道路のマヒは大丈夫か。 京都府全域を避難させて，影響がないとわかった地域から住人を帰還させるというのはいかがでしょうか。それには広い場所を必要とする。	市域外からの避難，いわゆる広域避難（広域一時滞在）については重要な課題であると考えております。 事故が発生した場合，京都府北部，福井県方面からの多くの避難者が想定されます。 現在，国や関係府県さらには関西広域連合において広域避難に関する協議が行われているところであり，本市としては，多くの広域避難者を受け入れることも想定し，避難所等の確保やスクリーニング場所など京都府や関係市町等と協議をしながら，その対応方法について検討してまいります。 京都府域全域の住民を避難させるとなれば，その移手段あるいは受入れ先等を考えると，科学的な根拠に基づくものではなく，また現実的ではありません。また，災害時要援護者（傷病者，入院患者，高齢者等）を不用意に避難等させることはかえって健康に悪影響を及ぼすことにもなりかねません。 本市では，指針で示される科学的根拠に基づく避難等の防護措置基準をもとに，住民等への屋内退避や避難等の的確な措置を講じてまいります。
緊急輸送活動		計画 p 8 4， p 3 5（緊急輸送活動の整備）
緊急輸送活動	緊急輸送活動を行うに当たって，橋の耐震測定，土砂災害対策及び花背峠のトンネル化が必要。 物資輸送の対策を充実してほしい。 緊急時の輸送，人命救助，救急活動において，夜間ヘリを飛行出来るようヘリポートを整備してほしい。	原子力災害だけでなく，自然災害においても，当該地域が抱える課題です。今後，国，京都府等とも協議し，研究してまいります。 緊急輸送を円滑に実施するため，人命を最優先とし，続いて避難者，必要な物資の輸送など，順位を定めて，緊急輸送を実施してまいります。 既に，伏見区横大路において，夜間でも離着陸可能なヘリポートを整備し，運用しております。今後これに加えて，京北地域においても，夜間の離着陸が可能な飛行場外離着陸場「京北消防ヘリポート（仮称）」の整備を進めてまいります。

飲食物の出荷制限・摂取制限		計画 p 9 0
出荷・ 摂取制 限	飲食物を市役所、学校等に常備し、事故後迅速に住民への配布を願いたい。	食品や飲料水の摂取制限等の実施に際しては、住民等に対し、代替となる飲食物を提供する等の措置を講じます。
	国の食品中の放射性物質の基準値は高すぎる。「⑦飲食物の出荷制限、摂取制限等」は、国より厳しい基準を設けてほしい。	指針で示された飲食物の出荷制限・摂取制限の基準値は、原子力規制委員会において、国際基準を参考に、科学的知見に基づき設定されたものであり、本市では指針に準拠し、出荷制限等の防護措置を講じてまいります。
	飲食物の摂取制限の基準値は、国の甘い基準でなく、京都市独自で事前に決めておく必要がある。特に乳幼児・子供に対しては、配慮が必要。	また、飲食物は区域を越えて広域に流通するものであるため、本市のみの厳しい基準により飲食物の出荷制限・摂取制限を行うことは混乱を期すことにもなりかねません。そのため、全国一律の基準値とするべきと考えます。
水道水対策		計画 p 9 1
水道水 対策	琵琶湖等の水道原水が汚染された場合、浄水処理で何が防げるのか。 京都市民147万人の飲料水をどのように浄化するのか、具体策が必要である。	万一、放射性物質により水道原水が汚染された場合の浄水処理の強化については、すでに「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」(細部計画である「水道対策計画」)により定めています。
	琵琶湖が汚染されたときの浄水処理はどこまで安全なのか心配。	具体的には、厚生労働省から示されている方法により、水道原水中の放射性物質(放射性ヨウ素及び放射性セシウム)の低減方策を行うものです。
	水道原水が汚染された場合の対策を十分に計画して下さい。	今後策定する「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」においても水道対策計画を策定し、市民の皆様のライフラインである水道水の安全を確保してまいります。
自発的支援の受入れ 《ボランティア関係》		計画 p 9 4
支援 受入	ボランティア被ばくが起らないよう、被ばくの危険性を喚起し、放射線防護対策を十分に行ってほしい。	ボランティアの受入れにあつては、被ばくに留意し、その活動が円滑に行えるよう支援に努めてまいります。
	自発的支援の受入れがスムーズに行われるよう、窓口を明確にしてほしい。	本市では、「京都市地域防災計画 一般災害対策編」等において、ボランティアとの連携協力計画を作成しています。その中で、京都市災害ボランティアセンターの運営や区災害ボランティアセンターの設置・運営を位置づけており、災害時の窓口としております。
【第4章 原子力災害中長期対策】		
放射性物質による環境汚染の対応 《除染・災害廃棄物処理関係》		計画 p 9 7
環境 汚染	放射性物質による環境汚染への対応として「必要な措置を行う」は漠然としすぎている。除染や汚染廃棄物の処分など予め想定しておくべき。	事故発生後における除染や災害廃棄物の処理などの放射性物質による環境汚染への対応については、発生した事故の規模によって対応は異なっておりますが、過酷事故等による大規模な被害を想定し、災害廃棄物が本市のみで処理できない場合にあつては、全国の廃棄物処理施設で広域処理の協力を依頼するなど、国、京都府と連携し、取り組んでいくとともに、原子力事業者に対しても対応を要請してまいります。
心身の健康相談体制の整備 《健康調査関係》		計画 p 9 7
健康 調査	災害地域住民等に係る記録等の作成はたいへん重要。長期間にわたって健康不安に対応できるようなものにしてほしい。	災害地域住民の被ばく線量を推定するため、住民の行動等を記録し、長期的な健康調査を行うことにより災害地域住民の健康の確保はもとより、不安解消に努めてまいります。
	健康調査をしっかりやってほしい。	現在、福島県で実施されている県民に対する長期的な「県民健康管理」についても研究してまいりたいと考えております。
	市内全域の18才未満に対し、無償かつ継続的な健康検査及び医療費の減免を行うよう整備してほしい。その費用は事故を起こした原発事業者が負うべき。	
	被ばくによる肉体的・精神的健康障害を調査する義務と責任について明白にすべき。 30年～50年後にわたる長期的体制も明白にすべき。	

風評被害等の影響の軽減		計画 p 98, p 101 (被災中小企業等への支援)
風評被害	福島原発事故では、徹底した情報公開がなされないために、消費者の買い控えが行われた。放射性物質の除去と安全対策を行い、そのことを公開することが重要である。	風評被害等は、市民の皆様の不安や不信等から引き起こされることが想定されるため、緊急時にあつては科学的知見に基づく正確な情報を迅速に提供していくことはもとより、平素から市民の皆様への知識の普及・啓発及び情報伝達体制の整備に努め、不安等の低減や風評被害の防止に努めてまいります。
	「京都は若狭の原発から近いので、放射能で汚染される」との風評被害が生じないように京都市が計画を早く作って、安全であることをアピールしてほしい。	また、風評被害の軽減のため、以下のような対策を講じてまいります。
	効果的な定期的モニタリングを実施し、情報開示を行い、風評被害の影響を最小限にするべきである。	○市内農産物のモニタリングを実施し、情報提供する。
	原子力災害が起った際の風評被害や人権侵害は大きな問題である。原子力についての教育を行うべきである。	○観光客や修学旅行生減少防止のため、モニタリング結果を踏まえ、京都市の安全性について情報発信する。
	市内農作物から放射性物質が検出されれば流通させるべきではない。環境汚染された地への観光誘致もすべきではない。農家・流通業者・観光業者の経済的損失に対する補償は原発事業者が負うべき。	○販売促進、観光誘致活動を推進する。
風評被害対策として、情報を隠すのではなく、放射性物質の測定結果を公開すること。もし農作物から検出されたら出荷してはいけない。また京都市が放射能汚染されてしまったら観光誘致すべきでない。	○うわさや偏見による人権侵害の防止、人権意識の啓発に努める。 (小中学校における防災教育への原子力防災に関する正しい知識の習得を盛り込む等)	
	国、京都府、金融機関等と連携し、低利融資制度を創設し、その旨、広く情報提供していくとともに、相談窓口を設置し、被災中小企業及び被災農林業者を支援してまいります。	
	科学的知見に基づいた正確な情報を提供することにより、市民の皆様の不安や不信感を払拭し、風評被害の防止に努めてまいります。	
	なお、農産物等の出荷制限・摂取制限及び避難勧告・指示の区域につきましては、指針の防護措置基準に準拠し、適切に実施してまいります。	
被災者等の生活再建等の支援		計画 p 80, p 100
生活再建等支援	住民が少しでも安全性の高いところに移住できるように居住地設定をしておいて頂きたい。	国及び府と連携し、被災者の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支援、生業や就労回復による生活資金の継続的確保、さらにはコミュニティの維持回復、心身のケアなど生活全般に亘ってきめの細かい支援が行える仕組みの構築について検討してまいります。
	どのような生活再建支援が出来るか、十分な検討が必要だ。	また、市独自に被害者を支援するだけでなく、国の災害被害者生活支援チームと連携・協力してまいります
各種制限措置の解除		計画 p 76, p 90, p 103
制限措置の解除	各種制限措置並びにその措置解除の基準を明確にすること。	緊急時モニタリングにより地域の汚染状況を調査し、指針に基づく基準値や食品衛生法に基づく基準値等を超えている場合、国の指導・助言・指示により、立入制限、交通規制、飲食物の出荷・摂取制限など各種制限措置を講じます。また、同様に、汚染状況を踏まえ国から示される解除の基準に基づき、各種制限措置の解除が行われることとなっており、計画にも記載してまいります。
計画全般について		
計画の策定について		
計画の策定	計画は、「市民の皆様の生命、身体、財産を守るため」となっているが、財産を守る計画ではない。「財産」という言葉を省くこと。	本計画は、市民の皆様の生命、身体、財産を保護することを目的としており、様々な防護措置や対策を推進していくものですが、その防護措置として、避難勧告や指示を行った地域における盗難等の防犯対策や火災予防、さらには家屋等の除染などにより住民の皆様の財産の保護に努めてまいります。
	国の指針は現在検討中であり、まだ決定・実施されていないことがある。 3月18日に国に提出する防災計画は暫定的なものとし、今後改定されていくことを、今回の計画の中に文言として記載すること。	原子力規制委員会では、緊急時モニタリング等の在り方、緊急被ばく医療の在り方等について検討が進められており、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、本市の計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。 なお、計画の修正等に関しては、計画の中に明記してまいります。

安全協定		
安全協定	関西電力が一日も早く事前了解を含む安全協定を京都市との間で結ぶことを望む。	UPZ地域を含む本市は、関西電力(株)に対し、情報提供や防護対策の積極的な協力を求めていくこととしております。 安全協定につきましては、当該事業者との協定締結に向け取り組んでまいります。
	計画には関西電力と京都市の安全協定(事前了解を含む)の締結が欠かせない。安全協定を結んだ上で防災計画策定を目指すこと。	
	事故情報を的確・敏速に得るため、関電と安全協定を締結すること。	
その他(*計画以外の意見)		
原子力事業者の対応について		
事業者の責務	原発事故が起こらないように、事業者が真剣に努力することが第一。	原発の安全に一義的な責務を有する原子力事業者に対し、施設の安全性の確保の徹底について申し入れているところです。 原子力災害対策特別措置法第3条の規定により原子力事業者の責務が明文化されております。 また、福島原発事故を受けて、国の防災基本計画及や原子力災害対策指針が抜本的に見直され、原子力災害の一義的な責務を有する原子力事業者にあつては、施設の安全確保はもとより、国及び地方自治体への通報義務を果たし、原子力防災への協力・連携に努めることとされています。 《参考》 ○原子力災害対策特別措置法(抄) (原子力事業者の責務) 第3条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。
	事故を起こしたら原発事業者の責任であると明文化すべき。	
	「事故が起きた場合、原発事業者が第一義的に責任を負う」ということを、最初にはっきりさせておいてほしい。	
国の対応について		
国の対応	原子力災害への対応は、本来国の責任で行うべきものである。各地方自治体がその対応等を検討しなければならないのは筋違い。	原発災害は、その対策について原子力事業者が大きな責務を有してしているところですが、被害の拡大防止や原因究明、さらには復旧・復興において、国の主導のもと、地方自治体や原子力事業者等が連携・協力し取り組んでいくことが不可欠です。 本市では、できる限り速やかに地域特性を考慮した実効性ある計画を策定し、市民の皆様の生命、身体、財産を守るため、原子力防災対策に取り組んでまいります。 本市では、指針の内容に準拠した計画を法定期限である本年3月18日までに、策定してまいります。しかし、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。 なお、国に対しては、指針の早期検討について、関西広域連合の一員として申し入れているところでございます。
	事故の収束に向けて、国をあげて取り組む仕組みが必要。	
	原子力規制委員会等から、地域防災計画原子力災害対策編に盛り込むべき基本的事項について整理をしないまま、地方自治体に同計画の3月18日までの策定を義務づけているのは、まったく理解しがたい。 国の姿勢について、関係自治体は連携してもっと意見等を主張すべきである。	
自治体の役割について		
自治体の役割	被害を最小限で留めるための方策を行うことが、市民のいのちを守る観点から重要。	本市では、できる限り速やかに地域特性を考慮した実効性ある計画を策定し、市民の皆様の生命、身体、財産を守るため、原子力防災対策に取り組んでまいります。
	防災の主役は自治体である。国の指示待ちではなく、積極的に市民を守る仕組みを構築してほしい。	
	京都市は、日本の文化、そして世界的なかけがえのない文化芸術を有していることも認識する必要がある。	
原発の稼働について		
原発の稼働	計画を作成するよりも、原発を稼働させないことに力を注ぐべき。	現在、原子力規制委員会において安全審査基準が見直されているところあり、今後バックフィット制度に基づき国が安全審査を実施し、原発の稼働の可否については判断されるものと考えます。 なお、本市では、関西広域連合の一員として、国に対して早期の安全審査基準の策定とそれに基づく早期の再審査を申し
	京都の文化、日本の文化の源を守るためには、中長期的には、原発を無くしていくこと。	
	原子力災害対策は原発の継続を前提としているが、脱原発を前提とすべきである。	

	<p>電力が不足しても、経済が低迷しても、何年後に原発を全廃することに努力すべき。</p> <p>様々な問題がある中、拙速に計画を策定することが、停止中の原発の再稼働の露払いの役割を果たすことになることを危惧する。</p> <p>事故時の対策は大事だが、原発自体の解体と原発ゼロに向けて努力を払われたい。</p> <p>大飯の停止を政府、関電、福井県などに申し入れてほしい。</p> <p>原発は全て止めて廃炉にしていくべき。</p>	<p>入れており、また、法に基づき「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を策定し、市民の皆様の生命、身体、財産を守るために取り組んでまいります。</p> <p>また、原発の再稼働につきましては、本市はこれまでから、中長期的には脱原発依存、短期的には稼働の必要性を明らかにし、万全の安全性を確保したうえで、地域住民の理解を得る必要があると認識しており、国に対して、原発に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大の推進について働きかけているところです。</p>
<b>エネルギー政策について</b>		
エネルギー政策	<p>原発に頼らず、自然エネルギーで京都市が成立つようなプラン作製を要望する。</p> <p>自然エネルギー等を使う発電のシステムを普及させることも必要。</p> <p>対策を考える前に、原発に頼らずに電気が供給できる自然エネルギーへの転換を考えるべきである。</p> <p>原発を一日でも早く無くしていけるように、京都市全域で頑張りたいです。</p>	<p>エネルギー政策につきましては、再生可能エネルギーを地域で生み育て、活用する「エネルギー地産地消」に取り組み、持続可能なエネルギー社会の実現を目指してまいります。</p>
<b>その他</b>		
その他	<p>とてもいいことだと思う。文面だけでなく、実際になされていくように願っています。</p>	<p>市民の皆様の生命、身体、財産等をしっかり守れる計画を策定し、原子力防災対策に取り組んでまいります。</p>